

会津地域で自宅近隣の自己所有林から伐採した薪を薪ストーブの燃料に使用していたが、原発事故後、当該薪から規制値以上の放射性物質が検出されたため使用ができなくなった申立人について、平成27年11月及び12月に支出した薪の購入費用、運搬費用等が賠償された事例(なお、申立人所有林の立木については賠償未了)。

和解契約書 (全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり、和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(但し、下記記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目		期間	金額
ア 生活費 増加費用	薪購入費用	平成27年12月10日	207,000 円
イ 生活費 増加費用	薪購入に係る 運搬・積立作業費用	平成27年11月10日から 同年同月30日まで	105,300 円

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目(但し、同項記載の期間に限る。)についての和解金として、申立人に対して金312,300円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人が署名押印し、また被申立人が記名押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年10月17日

(仲介委員 山田宣郷)